

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書</b></p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00017</p> <p>沿革 平成 14 年 3 月 11 日 一部改正                      平成 15 年 3 月 14 日 一部改正                      平成 16 年 4 月 1 日 一部改正                      平成 16 年 7 月 9 日 一部改正                      平成 17 年 3 月 29 日 一部改正                      平成 18 年 3 月 20 日 一部改正                      平成 19 年 2 月 27 日 一部改正                      平成 19 年 6 月 21 日 一部改正                      平成 20 年 2 月 22 日 一部改正  <u>平成 21 年 3 月 19 日 一部改正</u></p> <p style="text-align: center;">（以下「甲」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（企業総合）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p> <p>第 1 条～第 3 条 （略）</p> <p>（保険価額及び保険金額）</p> <p>第 4 条 保険価額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 約款第 3 条第 1 号のてん補危険に係る保険契約にあっては、輸出契約等に基づく輸出貨物又は仲介貿易貨物（二以上の時期に分割して輸出又は販売すべきときは、各時期において輸出又は販売すべき当該輸出貨物又は仲介貿易貨物）の額</p> <p>二 約款第 3 条第 2 号又は第 4 号のてん補危険に係る保険契約にあっては、輸出契約等に基づく代金等（二以上の時期に分割して代金等の決済を受けるべきときは、各時期において決済を受けるべき当該代金等の部分。）の額</p>	<p style="text-align: center;"><b>貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書</b></p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00017</p> <p>沿革 平成 14 年 3 月 11 日 一部改正                      平成 15 年 3 月 14 日 一部改正                      平成 16 年 4 月 1 日 一部改正                      平成 16 年 7 月 9 日 一部改正                      平成 17 年 3 月 29 日 一部改正                      平成 18 年 3 月 20 日 一部改正                      平成 19 年 2 月 27 日 一部改正                      平成 19 年 6 月 21 日 一部改正                      平成 20 年 2 月 22 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">（以下「甲」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（企業総合）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p> <p>第 1 条～第 3 条 （略）</p> <p>（保険価額及び保険金額）</p> <p>第 4 条 保険価額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 約款第 3 条第 1 号のてん補危険に係る保険契約にあっては、輸出契約等に基づく輸出貨物又は仲介貿易貨物（二以上の時期に分割して輸出又は販売すべきときは、各時期において輸出又は販売すべき当該輸出貨物又は仲介貿易貨物）の額</p> <p>二 約款第 3 条第 2 号又は第 4 号のてん補危険に係る保険契約にあっては、輸出契約等に基づく代金等（二以上の時期に分割して代金等の決済を受けるべきときは、各時期において決済を受けるべき当該代金等の部分。）の額</p>	

新	旧	備考
<p>三 約款第3条第3号のてん補危険に係る保険契約にあっては、輸出契約等に基づく輸出貨物又は仲介貿易貨物（二以上の時期に分割して輸出又は販売すべきときは、各時期において輸出又は販売すべき当該輸出貨物又は仲介貿易貨物）の額</p> <p>2 約款第3条第1号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、前項第1号の額に100分の80を乗じて得た額とする。</p> <p>3 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、第1項第2号の額に次の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 約款第4条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由の場合には、<u>次に掲げる率</u></p> <p>イ <u>地球環境保険特約を付して保険契約を締結する場合には100分の100</u></p> <p>ロ <u>イ以外の場合にあっては100分の97.5</u></p> <p>二 約款第4条第12号又は第14号に該当する事由の場合には、100分の90</p> <p>4 約款第3条第3号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、第1項第3号の額に100分の20を乗じて得た額とする。</p> <p>第5条～第18条（略）</p> <p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>甲 印 独立行政法人日本貿易保険理事長名 印</p>	<p>三 約款第3条第3号のてん補危険に係る保険契約にあっては、輸出契約等に基づく輸出貨物又は仲介貿易貨物（二以上の時期に分割して輸出又は販売すべきときは、各時期において輸出又は販売すべき当該輸出貨物又は仲介貿易貨物）の額</p> <p>2 約款第3条第1号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、前項第1号の額に100分の80を乗じて得た額とする。</p> <p>3 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、第1項第2号の額に次の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 約款第4条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由の場合には、100分の97.5</p> <p>二 約款第4条第12号又は第14号に該当する事由の場合には、100分の90</p> <p>4 約款第3条第3号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、第1項第3号の額に100分の20を乗じて得た額とする。</p> <p>第5条～第18条（略）</p> <p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>甲 印 独立行政法人日本貿易保険理事長名 印</p>	

新	旧	備考
<p><u>附 則</u>  <u>この改正は、平成21年4月1日から実施する。</u></p> <p>附帯別表第1～附帯別表第3 （略）</p>	<p>附帯別表第1～附帯別表第3 （略）</p>	